

中野区教育委員会会議録

令和7年第17回定例会

令和7年6月20日

中野区教育委員会

令和7年第17回中野区教育委員会定例会

○日時

令和7年6月20日（金）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時08分

○場所

中野区役所7階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 高野 治人

教育委員会委員 平本 紋子

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事（子ども家庭支援担当） 森 克久

子ども・教育政策課長 神谷 万美

学校地域連携担当課長 保積 武範

幼児施設整備担当課長 高津 麻子

指導室長 井元 章二

学務課長 佐藤 貴之

子ども教育施設課長 原 太洋

企画課長 中谷 博

資産管理活用課長 半田 浩之

文化振興・多文化共生推進課長 富士縄 篤

○書記

教育委員会係長 藤井 玉枝

教育委員会係 網野 愛子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 平本 紋子

○傍聴者数

7人

○議事日程

1 協議事項

①教育長の臨時代理による事務処理の指示について（子ども・教育政策課）

②今後の区立幼稚園のあり方について（素案）（保育園・幼稚園課）

2 報告事項

（1）事務局報告

①陳情書の受理について（子ども・教育政策課）

②中野区基本計画（骨子）について（企画課）

③中野区区有施設整備計画（骨子）について（資産管理活用課）

④旧中野刑務所正門の移築・修復工事の進捗状況等について（文化振興・多文化共生推進課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

田代教育長

定足数に達しましたので、教育委員会第 17 回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、平本委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

なお、本日は事務局報告の 1 番目に関連して企画課の中谷課長に、事務局報告の 2 番目に関連して資産管理活用課の半田課長に、事務局報告の 3 番目に関連して文化振興・多文化共生推進課の富士縄課長にご出席をいただいております。

ここでお諮りいたします。本日の協議事項の 1 番目、教育長の臨時代理による事務処理の指示については、人事に関する案件ですので、非公開での審議を予定しております。したがって、日程の順序を変更し、協議事項の 1 番目につきましては、日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、協議事項の 1 番目を日程の最後に行うことといたします。

それでは、日程に入ります。

初めに、協議事項に入ります。協議事項の 2 番目「今後の区立幼稚園のあり方について（素案）」を協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

幼児施設整備担当課長

それでは、「今後の区立幼稚園のあり方（素案）」につきましてご報告いたします。

まず、資料の鏡文をごらんいただければと存じます。かみさぎ幼稚園は令和 10 年に、ひがしなかの幼稚園は令和 12 年に築 60 年を迎えます。今後、区立幼稚園 2 園の建替整備を実施するに当たり、区立幼稚園が果たしてきた役割や区立幼稚園に対する保護者等の意見を改めて検証し、今後の区立幼稚園のあり方について、区の考え方をまとめましたので報告いたします。

続きまして、次のページからの別添「今後の区立幼稚園のあり方について（素案）」をごらんください。1 ページ目の目次にありますように、本あり方につきましては 5 章から構

成されております。

続きまして、3 ページ、第 1 章では、区立幼稚園の沿革について記載しています。区立幼稚園は、私立幼稚園を補完的に整備する形で、昭和 43 年のかみさぎ幼稚園開園を皮切りに、ひがしなかの、みずのとう、やよい幼稚園と、昭和 50 年代後半までに 4 園開設いたしました。その後、平成 22 年には、やよい幼稚園とみずのとう幼稚園を私立の認定こども園に転換し、残る区立幼稚園 2 園、かみさぎ幼稚園とひがしなかの幼稚園につきましては、現在まで区立幼稚園として存続・運営しているところでございます。

4 ページ、第 2 章では、社会状況の変化と幼稚園の現況を記載しています。

1、社会状況の変化。図表 1 をごらんください。中野区の就学前人口は減少傾向が続くと推計しております。一方で、次のページの図表 2 をごらんいただければと思いますが、女性就業率につきましては現在も伸びていることから、就学前の子育て世帯の保育事業需要率はまだ増えるの見込んでおります。このことから、今後は、就学前人口は減るものの、保育需要数は横ばいが続くと考えております。

2、幼稚園の現況。6 ページです。認可保育所の園児数が増加する一方で、7 ページの図表をごらんいただきたいのですが、私立幼稚園につきましては、平成 25 年の園数 24 園、園児数 3,267 人をピークに、以降は減少を続けています。その下、図表 6 は区立幼稚園の園児数を記載しておりますけれども、区立幼稚園の園児数につきましては、おおむね横ばいとなっておりますが、幼稚園全体としましては、園数、園児数ともに、この 5 年あまり著しく減少をしているところです。

8 ページ、第 3 章です。区立幼稚園が果たしてきた役割を記載しております。

1、質の高い幼児教育の提供。区立幼稚園は、私立幼稚園と連携しながら質の高い幼児教育を提供し、地域に対して幼児教育の重要性を発信するとともに、研究実践を通して、教員の資質向上と園の教育力の向上に努めてきました。さらに、区立幼稚園 2 園で構成する研究会（中野区立幼稚園教育研究会：幼教研）、私立幼稚園との合同研究会（中野区幼稚園教育研究会：区幼研）を通して区の幼児教育の質の向上に寄与してきました。

9 ページの 2 です。幼児教育と学校教育の連携。区立幼稚園では、一人ひとりの特性を踏まえた関わり方を共有するなど、園児の小学校への円滑な接続に努めています。研究機関としとしても、区立幼稚園が中心となり、保幼小連絡協議会をはじめとして、就学前教育・保育施設と小学校との連携をより一層深めて、教育の接続に力を入れ、課題解決に努めていく必要があります。

そのほかにも、3番としまして多様な背景をもつ子どもの受け入れ、4番、地域における幼児教育の中核的存在、5番、子育て世帯から求められるニーズへの柔軟な対応という役割を果たしてきました。

10ページの第4章では、区立幼稚園に対する保護者等の意見として、2園で実施した地域との意見交換会の結果と、在園児保護者を対象とした給食と預かり保育に関するアンケートの結果をまとめたものを記載しています。こちらにつきましては、時間の都合で説明は割愛させていただきますので、お読み取りいただければと存じます。

少し飛びますが、14ページをごらんください。第5章では今後の区立幼稚園のあり方について記載しています。

1、中野区が目指す幼児教育の姿。幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を身につける極めて重要な時期であることから、幼児教育において、「生きる力の基礎」を身につけることを目指します。また、特別な支援が必要な子どもが増加しているため、全ての子どもが安心して幼稚園での生活を送れる環境の整備に取り組めます。

15ページです。2、区立幼稚園の役割と機能。第4章までの検証を踏まえ、区は、区立幼稚園を建替整備し、幼稚園運営を継続することといたします。区立幼稚園がこれまで果たしてきた役割を継続するとともに、新たに今後の取組として、次の3番で掲げます三つの取組を進めてまいります。

3、今後の取り組み。(1)番、多様な背景を持つ子どもを受け入れられる施設の整備。ユニバーサルデザインに対応した施設として整備するとともに、全ての子どもが安心して通うことができる環境を目指します。(2)昼食の提供。幼稚園でも昼食の提供が求められています。そのニーズに対応するため、保護者の手作り弁当以外も選択できるようにします。また、食育を推進することで豊かな心を育みます。(3)番、預かり保育（幼稚園型一時預かり事業）の拡充。現在、教育時間の後に行っている預かり保育を、教育時間の前にも時間を設けて実施します。

16ページ、4番、定員の柔軟な見直し。現在、区立幼稚園では3歳の定員が16名、4歳、5歳の定員が32名、合計80名の定員となっていますが、3歳は定員以上の応募があるのに対し、4歳、5歳につきましては、近年は定員を充足するのが難しくなっています。今後の区立幼稚園の定員につきましては、幼稚園教育を希望する家庭のニーズや地域の状況に応じて、適宜、定員の柔軟な見直しを図ってまいります。

あり方についての説明は以上です。

そうしましたら、最初の鏡文にお戻りください。今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

報告は以上です。

田代教育長

ただいまの説明につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。幼児教育というのがとても重要だということは近年特に言われていることだと思いますし、就学児以降の子どもの発達を考えましても、その基礎として、幼稚園というか、幼児のときの教育の果たす役割は非常に大きいと考えております。その中で、このようにいろいろとお考えいただいて大変ありがたく思っておりますが、ぜひ、これまでもしてきてくださったような、質の高い保育についての研究が確実にできるような仕組みというの、考えていただけるとよいと思っております。多様なお子さんのためのバリアフリーもそうですけれども、全ての子どもたちがわくわくと毎日を過ごせるような、そういった環境づくりということを第一にお考えいただけるとありがたいと思っています。それは不登校ですとか、様々なその後のいろいろな課題についての一つのよい解決の道筋にもなると思っておりますので、ぜひ、質の高い幼児教育というところを一番はじめに考えていただければと考えております。

そして、その上で、地域や時代のニーズということをしかりと踏まえていただけると、地域の方、保護者の方の期待に応える園になって、定員なども確保されていくのではないかなと考えます。

以上でございます。

平本委員

データに加えて保護者のご意見からも区立幼稚園に対するニーズがあることが、改めてこの資料から理解できましたので、今後も幼稚園として継続をしていくという方向性に、私は賛成いたします。

中野区の場合は、外国籍の世帯も今、増加傾向にあるという特色もあると思いますので、その特色を生かした幼稚園のあり方というのを、引き続きご検討いただきたいと思っております。

14 ページ以降でも触れていただいているとおり、インクルーシブ教育の取組の推進も重要ですし、多様な子どもたちを受け入れて、特別な支援を必要とする子どもたち

にもより柔軟な対応ができるように、使いやすい小さな部屋などを設けていただく工夫についても触れていただいておりますので、その点もご検討をお願いしたいと思います。

1点質問になりますけれども、この定員の柔軟な見直しという部分については、具体的な見直しの時期というのは、めどが決まっているのでしょうか。また、見直しに伴って、幼稚園側の体制整備を再検討するということも必要になるかと思うのですが、そのあたりも、何か今の時点で決まっていることなどがあれば、教えていただければと思います。

幼児施設整備担当課長

定員の柔軟な変更ということにつきましては、現時点で具体的に何歳児は何名、受け入れましょうということはまだ決まっていないところではありますが、今後の幼稚園の需要といいますか、私立幼稚園との兼ね合いもありますので、区立、私立と区内に幾つもの園がありますので、それぞれが共存・共栄といいますか、運営を続けていけるような形での定員としたいと思っております。

3歳児につきましては、現在でもまだ抽選という形で、やっぱり入れていないお子さんもいらっしゃいますので、そこ、インクルーシブ教育を進めていくということもありますので、そのあたりで、最終的には区立幼稚園が受け皿になっていくことになろうかと思っておりますので、そのあたりの見合いといいますか、そのあたりも考えまして、今後定員について考えていきたいと思っておりますし、幼稚園の建替えに当たりましては、今後の定員を見据えた形での必要な部屋のスペースといいますか、面積をとっていくということも考えておりますので、そこは運営しながら考えていくことになろうかと思っております。

高野委員

2園とも60年を超えるということで、建替えをするという方針で、よろしいかと思えます。ただ、移転建替えと現地の建替えとあると思いますが、園児たちは2、3年で卒園してしまいますので、その間、ストレスの少ないような形で移転していただければと思います。以上です。

岡本委員

意見なのですが、9ページで、幼児教育と学校教育の連携について記載してあります。小学校入学後に、子どもがなかなかなじめない状況について書いていただいているのですが、今回のこの報告は区立幼稚園のあり方についてなので、これでよいと思うのですが、連携接続は小学校側にも問題はあります。決して幼稚園・保育園がどうこうすれば小学校

にみんながスムーズに上がれるなどということはないと、私は思います。小学校関係者とか、ほかの方がこの報告を見て、全て幼稚園、保育園のほうに問題があると、とられないような書きぶりをぜひお願いしたいと思いました。

もう1点なのですが、さっき伊藤委員から、バリアフリーもいいけれども、わくわくするような環境というお話があって、私も同感です。実は5月に大阪のあけぼの幼稚園という私立幼稚園に訪問する機会がありまして、前回、静岡の安東こども園のご報告があったのですけれども、そこも結構似ている幼稚園でした。住宅地の中にあるのですが、園舎の中にも世田谷のプレーパークのような鬱蒼とした雑木林がありまして、凸凹がありまして、子どもたちは登園するとすぐにはだしになって、そこに飛び出していきます。先生たちもはだしで、子どもたちと関わっていました。手づくりのブランコとかハンモックとかがありまして、しかも手づくりなので安全性があまりないように見られるのです。結構高いところであって「怖っ」と思うのですけれども、子どもは自分で行けるところに自分で行って遊んでいる。行けないところには行きません。ちょっとずつ挑戦して、自分でもちょっとずつ高いところに行けるようになっていく。子どもが自分で選択して遊べるような、まさに自主性を尊重するような環境が用意されていました。

まざり合っているのも特徴でして、「この子は、実は支援が必要な子なのです、小学校に上がったら多分、特別支援学級に入ります」と言われた子もいるのですが、全然わからないのですね。みんなワチャワチャしているから、みんなまざり合っている。また、安東こども園もだったと思うのですが、保育園と幼稚園が隣接されていて、一緒にみんな遊んでいます。だから、どっちがどっちとかはないのですよね。まざり合って、分けないというのが、すごく自然に見える幼稚園でした。

もう1個だけ。園の施設の一部に、地域の小中学生が、学校に通いづらい子たちの一時的な居場所も用意されていて、地域の中の幼稚園という位置づけがすごくよくわかりました。学校に行く前にそこで元気をためます。その子にとっては幼稚園が自分の安心できる居場所なのです。そこでちょっと元気をためて学校に行くと。幼稚園の先生から、ホワイトボードに、「できたら、これをちょっと手伝ってね」みたいな、何かメニューが書いてあるんです、野菜の皮むきとか。できる子はそういう仕事も手伝って、自己肯定感も回復する。そういう取組もありました。

以上です。

田代教育長

さらに質問やご意見がある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、今後の幼稚園のあり方（素案）に関する協議を終了いたします。

<教育長及び委員活動報告>

田代教育長

次に、報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告について、事務局から報告する事項は特にございませんが、各委員から活動報告等がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

発言がなければ、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

田代教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「陳情書の受理について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「陳情書の受理について」ご報告申し上げます。教育委員会宛て陳情書を、令和7年5月23日付で受理いたしましたので、ご報告いたします。

陳情の趣旨につきましては、資料のほうをごらんいただければと思います。

まず一つ目、建設中の小中学校の校庭を芝生以外の舗装とすること。

二つ目として、既に人工芝になっている校庭についても、順次張り替えを行うことでございます。

陳情の理由等の詳細につきましては、資料をごらんいただければと存じます。

ご報告は以上でございます。

田代教育長

なお、本陳情の取扱いについては、今後、教育委員会で協議していきたいと考えております。

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目、「中野区基本計画（骨子）について」の報告をお願いいたします。

企画課長

それでは、私から「基本計画（骨子）について」、ご説明いたします。現在、基本計画の策定に向けた検討を進めているところでございますが、このたび、骨子を取りまとめたのでご報告いたします。

まず、別紙1をごらんください。1 ページに、第1章、計画の基本的な考え方を記載してございます。策定の趣旨といたしましては、現行の基本計画の計画期間が、今年度末で終了するというので、次の基本計画を策定するというものでございます。計画の位置づけですけれども、現行の基本計画と同様に、区政全般の総合計画として定めるということと、各個別計画の上位計画として位置づけてまいります。

計画期間ですけれども、2026 年度からの5年間で、そのうち前半の2年間を前期、後半の3年間を後期として進捗管理等を行ってまいります。

1 ページおめくりいただいて、2 ページ目に基本計画の構成がございます。こちらでも現行の計画と同様に、第1章に計画の基本的な考え方、第2章に社会状況や将来人口推計、財政見通しなど、第3章には基本構想と基本計画の体系図とSDGs との関係性を示す予定でございます。なお、SDGs との関係性の具体的な内容につきましては、素案の段階でお示ししたいと考えてございます。第4章に重点プロジェクト、第5章に基本目標別の政策及び施策、第6章に区政運営の基本方針を掲げてまいります。

次、第2章、策定の背景ですけれども、区を取り巻く社会状況等の変化として、人口減少社会の進展と人口構造の変化、ダイバーシティの進展、DX、自然災害の発生と気候変動の影響、ライフスタイルの変化と孤独・孤立といった内容を記載してございます。

次に4 ページ目に入りますと、人口動向を記載しております。将来人口推計と財政状況、財政見通しにつきましては、素案の段階でお示しする予定としています。

次に6 ページと7 ページをお開きください。基本構想と基本計画の体系図をお示ししています。上段に基本構想、下段に基本計画としておりますが、真ん中辺の政策が20 あるのですが、こちらは基本構想のほうにも記載がございまして、基本計画に再掲をしているような内容でございます。今回、基本構想の改定は行いませんので、20 ある政策の体系は現行と同様となっています。また、重点プロジェクトにつきましても、現行の三つのプロジェクトについて発展させていく必要があるという観点から、三つの同じプロジェクトを掲げてございます。施策のほうは52 の体系となっておりますが、現行56 あるものを一部統合したり、更新したりすることで精査を行ってございます。現行の計画の施策体系との比較は、別紙2のほうにお示ししてございますので、後ほどお読み取りいただければと思います。

す。

次に、8ページ以降、重点プロジェクトになります。9ページに、子育て先進区の実現、10ページに地域包括ケア体制の実現、11ページに活力ある持続可能なまちの実現について、それぞれ背景と、理念、取組について、記載をしてございます。

12ページからが基本目標別の政策と施策になります。特に教育関連、関係が深い部分についてご案内したいと思います。

15ページをお開きください。基本目標2、未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまちのうち、政策6、子どもの命と権利を守る、その中の施策11、子どもの権利保障と意見表明・参加の促進が特に関係の深いところです。

それから、1ページおめくりいただいて、16ページの政策7、社会の変化に対応した質の高い教育を実現するの中の、施策14、子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実、施策15、一人ひとりの子どもの状況に応じた教育と支援の充実、施策16、特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進、施策17、一人ひとりの可能性を伸ばす学校教育の充実・支援が、最も関係が深い部分かなと思います。

17ページの政策8、まち全体の子育ての力を高めるのうち、施策18、多様な子どもの居場所づくりの推進の上段の部分。それから施策20、将来を見通した幼児教育・保育の実現、施策21、特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援体制の充実の三つ目の部分、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の充実の部分が特に関係の深い部分となってございます。

それから、少し飛んで22ページの政策15、生涯を通じて楽しく健康に過ごせる環境をつくるのうち、施策37、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりが、関係の深い部分となっております。

最後に、27ページをお開きください。第6章の区政運営の基本方針の部分になります。対話・参加・協働に基づく区政運営、危機の発生に備えた体制の強化、社会の変化に対応した質の高い行政サービスの提供という三つの大きな柱は、現行と同様となってございます。細目や具体的な内容につきましては、精査をしてみたいと考えております。

資料の鏡文のほうにお戻りください。今後の予定ですけれども、9月に素案を作成しまして、11月から意見交換会等を実施する予定です。いただいたご意見を踏まえて1月に基本計画の案を作成しまして、2月にパブ・コメを経て、3月の策定を目指しているところです。

ご説明は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。子どもに関することにつきましても、様々にお考えいただきまして大変ありがたく思っております。特に政策7の社会の変化に対応した質の高い教育ということに関しましては、一応ここは、確かな学力、「個別最適な学び」、「協働的な学び」となっておりますけれども、学習指導要領等もどんどんと変化して、また今検討もなされている最中かと思いますので、現状だけにとらわれるのではなくて、より質の高いというところをお考えいただけたらと思います。

また、支援のところで福祉と教育の両面からということを明記していただけてよかったと思うのですが、今、こども家庭庁ができましたように、子どもに関すること、教育的な側面と福祉の側面と、従来分かれていたものを統合的に考える必要性というの、とても高まっていると思いますので、子どものそれぞれの個性や、生きがいや、置かれた状況に応じた、どの子も成長していけるような環境づくりを総合的に考えていただけるとありがたいと思っております。そのために、まち全体の子育ての力ですとか、子どもの命と権利を守るですとか、いずれも連動していると思いますので、何か柔軟な、横にといいいますか、様々な柔軟に、新たなことが考えられるような余地を残していただきながら、施策を考えていただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

企画課長

今回、骨子ということで、各施策の方向性までお示ししているところなのですが、これから素案の策定に向けて、具体的な主な取組の内容ですとか、事業展開等を検討していく段階に入っていきますので、いただいたご意見を踏まえて、検討のほうを進めてまいりたいと思います。

岡本委員

質問です。政策6、施策11、子どもの権利保障と意見表明・参加の促進の四角の一つ目なのですが、文章の意味をお伺いしたいのですけれども、「区民等が子どもの権利を理解するとともに、子どもたちが自ら子どもの権利を理解し、他者の権利を尊重できるよう、意識の啓発を図ります」とありますが、この「意識の啓発を図る」というのは、誰の意識の啓発

を図るのでしょうか。

子ども家庭支援担当部長

こちらの意識の啓発の部分につきましては、当然、区民の皆さんのそういった権利保障というところもありますし、子どもたちも自分たちにはそういう大切にされる権利があるのだといったようなところの、子どもたちもそういう考えを持ってもらいたいという両面があるかなと思っています。

岡本委員

ご説明ありがとうございます。区民はともかく、子どもの「意識の啓発を図る」というのは、言い方としてはあまり聞き慣れないなと思ってしまいました。学校なので「教える」ですよね。もっと言うと、「あなたたちには子どもの権利がありますよ」と一方的に教えるのではなくて、子どもの権利が尊重される学校を大人がつくるのが先決ではないかなと思いました。

意見です。

子ども家庭支援担当部長

子どもたちの部分につきましては、当然、学校での取り決めもあろうかと思いますが、例年、子ども相談室でワークショップというのをやっています、それは区内の小中高生に参加をしていただいて、子どもの権利とは何ぞやと。「何ぞや」というのはあれですけども、自分たちがそういう主張をする、いろいろと意見を表明できる権利があるんですよとかいうようなことも、いろいろそこで考える機会を設けて、一緒に考えていこうというような取組をやっていますので、そういったところも含めながら、子どもたちとも、いろいろ一緒に考えていければなと思っています。

岡本委員

ありがとうございます。よくわかりました。

同じような問題意識で、次の二つ目の四角も「考える機会を提供します」と、この「提供」というのは、やっぱり大人から子どもへという、上からの方向性を私は感じてしまいます。今、部長にご説明いただいたように、「一緒にやっていきましょう」というニュアンスがもうちょっと出ればいいなと思いました。

子ども家庭支援担当部長

こちらについては、例えば例年ハイティーン会議、今年度はティーンズ会議と言っていますが、そういう子どもたちに集まっていただいて、いろいろと区に対して、あるい

は地域に対して、こんなことをやったらいいのではないかなというようなことを考える場というのは、確かに設けているところでございます。

ですので、そこも含めて一緒に考えていきたいというところの思いはあるわけですが、今のご意見の、「提供」が上からというようなお話もあったので、ちょっとそのところは、表現的に工夫できるかどうかについては考えたいと思います。

平本委員

わかりやすくご説明いただきまして、ありがとうございます。

これは意見になるのですけれども、まず1点目は、いじめ防止と不登校の問題が今大変重要になっていると思ひまして、施策15のところでも触れていただいていると思いますが、個人的な考えとして、より本質的には子どもの命とか権利に関わることであって、政策6の子どもの命と権利を守るという論点にも深く関わっているように思っております。

ですので、素案確定の際には、今ちょうど子どもの権利保障という話も出ましたけれども、権利を保障したり、擁護したり、また人権教育を促進していくということや、子どもたちが教育を受ける権利を持っていて、それを大人が保障する、そういう環境をつくっていくのだということ。そういう視点を明確にして、政策6のほうでも、これがいじめや不登校の予防や防止につながっている施策なのだということがよりわかるように、具体的に触れていただけるとありがたいなと思ひました。

また、これも意見なのですけれども、政策8のほうは、まちをベースにした子育てという切り口で論点を整理していただいていると思ひておりまして、また今度一つ戻って、政策7のほうは、教育という切り口で、質の高い教育を実現していくという切り口で、論点整理していただいていると思うのですが、伊藤委員からもご意見があったとおり、密接に関わり合う部分であって、また明確に施策単位で切り分けるというのが非常に難しい部分かと思ひますので、子どもたちを支援していくという、子どもたちを中心に置いた考え方の視点で、施策横断的な取組を進めていくのだということがわかるようなご記載の工夫を、何か入れていただけるとありがたいなと思ひました。

あともう1点、日本語教育を必要とする子どもたちの支援については、教育委員会としても具体的な取組を進めているところですので、素案を策定する際には、施策14や施策15と絡めて、外国籍の子どもたちに対する支援の部分も、わかりやすい形で記載していただけるとありがたいなと思ひております。

以上です。

企画課長

ご意見ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえて、具体的な検討を進めてまいります。

高野委員

施策 21 で特別な配慮を必要とするお子さんや家庭に支援はあるのですが、昨今問題となっているような、ボーダーラインのお子さんに対しても、特別な配慮までいかないお子さんに対しても、何か配慮があれば、入れていただきたいと思います。

以上です。

企画課長

方向性の中では、具体的にそこまで明示できなかったのですが、これから素案の段階で、具体的な取組や事業の展開等を検討していく段階で、いただいたご意見を反映できないか、検討のほうを進めてまいりたいと思います。

伊藤委員

今いろいろご意見がありましたように、やはり政策横断的というか、位置づけとして、もしかしたら別の政策のほうに入るべきことなのではないかというところもなくはないので、そういったところをもう一度整理していただくのも重要なかなと、改めて思いました。

特にいじめなどは、権利という考え方、それも安全の保障ということで位置づけていくことはすごく大事だと思いますし、その上で教育といったときに、何ができるのかも明確にしていく必要があります。先ほど幼稚園のお話もありましたが、幼稚園も質の高い教育をしていただきたいので、ここでは連携の学びの連続性という形でしかないのですけれども、考え方として、もう少し、幼児から義務教育段階、しっかりとした教育を考えていくということがわかるような政策というのも大事かなと思いました。

なお、今、お話しありましたボーダーラインというのは、「ボーダーライン」というのは非常に広い言葉で、特別支援のグレーゾーンということなのか、境界知能ということなのか、などございますけれども、いずれにせよ、一人ひとりの子どもの状況に応じた教育支援の充実というところで、質の高い教育があれば、どのお子さんにとっても、それが、生きるというのは、ユニバーサルデザインですとか、統合的な教育の主な、本質的な考え方だと思いますので、そういった視点からもう一度、教育の充実というところを見直していただければと思いました。よろしくお願いいたします。

企画課長

政策や施策、横断的な課題の書き方というところもあろうかと思うので、方向性の部分でこのような形にはなりましたが、事業展開等で再掲するなどして、そういった点も、関わりのある施策や政策の中で、きちんと事業が網羅的にわかるような形で記載できないか、検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

岡本委員

質問です。政策 7、施策 16 の二つ目の四角で、学校運営協議会について記載があります。多分長い文章をギュッと凝縮されたのではないかと思いますのですが、主語は、これは「中野区」ですよ。区の基本計画なので。という質問です。「中野区として学校運営協議会を活性化し」。

学校地域連携担当課長

委員、おっしゃるとおりです。

岡本委員

校長先生が現実には学校運営協議会を運営されて。運営というか、主催されて、学校ごとの課題を協議して、学校運営に生かしていくと思うのですが、学校運営協議会が、今後の学校運営についてどういう位置づけなのかというところが、この文章からはちょっと見えづらいところがあると感じました。校長先生の諮問機関的な位置づけになるのか、それとも学校を、今後、学校運営協議会が割と主体となって動かしていくのか。その方向性がちょっと見えづらいなと感じたところです。

校長先生の方針も、もしかしたらあるかもしれませんが、今年度から全小中学校で始まったところなので、今後なのかもしれないですが、誰が主体となって学校を運営していくのかというのを、もうちょっとはっきりできたほうがいいのかなと思いました。

学校地域連携担当課長

ちょっと記載がわかりにくいようで、何か記載を変更することは考えていきたいと思っています。

協議会の位置づけなのですが、規則で定めておまして、「中野区教育委員会及び校長の権限及び責任の下、当該協議会を通じ保護者及び地域住民等の学校運営への参画を促し、並びにそれが一体となった学校運営の改善、学校と地域との協働活動の推進を図るものとする」というところがありますので、そこをもう少し具体的に、どのようにすればわかりやすいかということも含めて考えたいと思います。

岡本委員

意見です。施策 17 で、三つ目の四角で、働き方改革について記載があります。これの主語も「中野区」で、「中野区は働き方改革を進めます」ということなのだと思いますが、私は、今後は先生方が自分たちで働き方改革を進められるようになることが必要だと思います。人それぞれによって求めている働き方は違います。区がどれだけいろいろなことを用意しようとも、それぞれの人にマッチすることは多分無理です。やっぱりやらされ感を持つ人もいますし、もっとやりたいのにできないと思ってしまう人もいます。もちろん法律の上限とかはありますけれども、それを踏まえて、先生たちが自分たちで望ましい働き方ができていくような方向が、今後は必要なのではないかなと思いました。

以上です。

伊藤委員

すごく小さなことなのですけれども、先ほどの政策 6 の施策 11 のところの方向性の「啓発」という言葉が話題になりましたけれども、心理学の語感是一般的な語感と違うのかもしれませんが、これは「啓発」でも間違いではないような気がして。一応、今、辞書を調べましたけれど、教えるということも含まれていて、新たなことにひらかれていく、気づいていくということが重点に置かれた言葉だと思うので、より一層子どもたちがそういった意識にひらかれていくという意味では、私は悪くない言葉のように思いました。

そして、「子どもの最善の利益」ということが、教育の場面、学校教育の中で具体化されていくことも大事だと思いますので、先ほどいじめが権利保障のほうではないかというお話がありましたけれども、この「子どもの最善の利益」ということも、質の高い教育の中で大きな柱となると思いますし、そういった中身の部分について、繰り返しの意見で恐縮ですけれども、さらにお考えいただけると、よりよいものになっていくように感じたので、よろしく願いいたします。

田代教育長

ほかにご意見や、ご質問等、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

それでは、報告が終了いたしましたので、企画課長はご退出ください。

次に、事務局報告の 3 番目、「中野区区有施設整備計画（骨子）について」の報告お願いいたします。

資産管理活用課長

それでは、「中野区区有施設整備計画（骨子）について」、ご説明をさせていただきます。

区は、中野区基本構想において描く 10 年後に目指すまちの姿と長期にわたる都市構造の変化を見据え、計画的に財源を確保しながら、区民のニーズに応じたサービス提供することができる区有施設の適正配置、また、安全・安心な施設利用のための更新・保全を行うため、中野区区有施設整備計画の策定に向けた検討を進めてまいりました。このたび、策定にかかる骨子を取りまとめましたので、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、別紙「中野区区有施設整備計画（骨子）」をごらんください。ここからは、教育委員関連施設を中心に、ご説明をさせていただきます。

まず 1 ページからは、1、区有施設整備計画の概要。引き続きまして 4 ページからが、2、区有施設の現状。また、7 ページからが 3、区有施設整備の課題となっており、それぞれの内容につきましては、資料をお読み取りいただければと思います。

引き続きまして、8 ページからは、4、区有施設整備の再編及び更新・保全の基本方針でございまして、

10 ページをごらんください。教育委員会関連の施設は、居場所・交流促進の地域図書館となります。誰もが気軽に利用できる居場所や、地域の交流促進に資する空間を確保するための機能を検討してまいります。

引き続きまして、14 ページからは、5、施設更新経費及び延床面積の考え方とございまして、内容につきましては、資料をお読み取りいただければと思います。なお、小中学校につきましては、令和 8 年度に中野区立小中学校施設整備計画を改訂する際、大規模改修及び建替えに関する方針を定める予定でございまして、

引き続きまして、16 ページからが、6、施設分類ごとの配置の考え方とございまして、教育委員会の関連施設でございすけれども、16 ページの図書館、小・中学校、教育センター、軽井沢少年自然の家、幼稚園となります。5 年後、10 年後の配置図につきましては、教育センターにつきましては、分室を保健所整備に伴い廃止することから、1 件となっており、その他の施設につきましては、配置数に変更はございません。

資料の 19 ページからが 7、主な施設の配置・活用の考え方とございまして、教育委員会所管部につきましては、7-4、鷺宮すこやか福祉センター等の整備につきまして、鷺宮小学校跡地に、鷺宮図書館を移転整備する予定としてございまして、

また、7-5、小・中学校の改築とございまして、小・中学校の改築を計画的に実施し、財政負担の平準化を図ってまいります。また、改築時期の集中化を避けるため、既存校舎につ

きましては、適切な改修を計画的に進めてまいります。

恐れ入りますが、報告資料の鏡文にお戻りください。2番、今後の予定でございます。令和7年9月に、中野区区有施設整備計画（素案）を策定いたします。その後、意見交換会等を行った後、令和8年3月に、中野区区有施設整備計画を策定する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明は以上となります。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。今回、施設ということですので、例えば教育センターは不登校のお子さんが通われたりしていると思いますので、私としましてはとても気になる施設なのですけれども、そういったものが、減りはするけれども、機能としてきちんと地域に残すという方向性など、子どもや地域の方、保護者の方が十分に教育に関するサービスを受けられるような状態を維持していただく方針を確認していただければと思いました。

特に中野区は、周知のように交通が南北で行きにくいですとか、様々ございますので、子どもたちが図書館や教育センターを気軽に利用できるような配慮を、施設ということでは難しくても、機能で残すなど、いろいろとお考えいただけたらと思っております。以上です。

指導室長

現在の教育センター分室には、フリーステップルームの中部分室が入っております。そちらにつきましては、そのままの形で、別の場所に移転するということを現在検討しているところでございます。

高野委員

9ページにありますように、日常生活圏域が、現在4分割されているかと思うのですが、新たに5地域、5圏域になるということで、すこやか福祉センターも、現在の4か所から5か所になるという理解でよろしいでしょうか。

あと、5年後には5か所と書いてあります。地域包括支援センターとすこやか福祉センターが、何年度に増設されるかのご予定などが決まっていたら教えてください。

資産管理活用課長

おっしゃるとおり、今、第5すこやか福祉センターの整備を進めているところでございます。工事が順調に進みましたら、令和10年1月頃に、すこやか福祉センター、また地域

包括支援センター等、整備する予定がございまして、その後、こちらにありますとおり、5か所の圏域で、今後進めてまいる予定でございます。

平本委員

施設の有効活用をご検討いただきまして、ありがとうございます。17 ページを拝見しまして、子どもたちの居場所として大変重要な役割を果たしているキッズ・プラザの部分を、全小学校に配置する方針で進めていただいているということと、あと、学童クラブの配置数は現状どおりであるものの、定員の拡大もご検討いただけるということでしたので、安心いたしました。

今、共働きのご家庭も非常に増えておりますので、学童クラブの定員の部分については、今後の需要見込みを踏まえながら、柔軟なご対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

子ども家庭支援担当部長

キッズ・プラザについては、この記載のとおり、順次整備を進めていく予定でございます。学童クラブにつきましては、国の基準に基づいての計算においては、待機児はゼロにはなっているところではありますが、ある特定の学童クラブに人気とか、要望が集中していったような状況もあるので、そういったところ全体も見ながら、当然、需要見込みを踏まえながら、定員拡充等は検討してまいります。

田代教育長

ほかに質問や発言がございましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

それでは、報告が終了しましたので、資産管理活用課長はご退出ください。

次に、事務局報告の4番目、旧中野刑務所正門の移築・修復工事の進捗状況等についての報告をお願いいたします。

文化振興・多文化共生推進課長

それでは、私のほうから、現在進行中でございます旧中野刑務所正門の移築・修復工事の進捗状況と今後の予定につきまして、ご報告させていただきます。

まず初めに、移築・修復工事の進捗でございます。まず正門内部についてです。こちらは令和6年9月に、一旦中断をしていた工事を再開いたしまして、それ以降、正門の基礎の一体性を確保し、今後の揚屋・曳家工程に耐え得るような補強工事を実施してきました。

具体的には、左右の部屋と中央の通路、こちらの補強基礎梁の変形等を防ぐために、仮設

の水平拘束部材を設置し、その上に新たな床面を建造したといったところがあります。こちらは写真1にあるとおりでございます。また、建物自体の補強と一体性を確保するために、鉄骨水平ブレースというものを壁体上部に設置しております。今後は曳家の実施に備えまして、煉瓦のひび割れ補修等を行うような状況でございます。

続きまして、正門の周囲ほかでございます。曳家の経路と曳家の先は、正門や曳家のレール等を引いていきますので、そちらの荷重に耐え得るように、地耐力の弱い地表面から約2.5mの深さまで掘削をいたしまして、耐圧盤を設置したといったような状況でございます。こちらは写真2のような状況になります。

正門の周囲につきましても、掘削を行いまして、耐圧盤を設置しているところでございます。さらに、正門の東面、南面、西面には、耐圧盤の上に水平拘束鉛直ブレースを設置したといったような状況になります。こちらは、次のページの写真3に示すような状況になります。この鉛直のブレースですとか、北面の山留部材とその補強基礎の間には、床下同様、水平拘束部材を設置いたしまして、四つの周から押えるように固定をしております。これは、基礎の変形ですとか、水平方向への移動の防止を目的としているものでございます。

また、正門直下の掘削を行うのと同時に、仮受鋼材杭を設置いたしまして、現在はこの鋼材杭のみで正門を支持しているといったような状況になります。こちらは写真4に示すような状況になります。

続きまして、2、今後の移築・修復工事等についてです。令和7年7月28日から8月5日までの期間で、正門の移動（曳家）を行う予定でございます。こちらの工程につきましては、正門をジャッキアップいたしまして、仮受鋼材杭からコロ棒の上に組まれた移動装置に移しまして、油圧のストロークジャッキで正門の東側から押すことによって、西側のほうに移動させていくと、曳家を行っていくような形をとります。こちらは図1と図2のイメージのような形になります。

正門の移動（曳家）後は、移動先におきまして、建物自体の修復ですとか、建具の復元を行います。また、正門の元位置ですとか、曳家経路上の耐圧盤等の撤去、埋め戻しを行った後、平和の森小学校の新校舎整備工事に着手するというような予定になってございます。

続きまして、3番、曳家の公開見学会の実施と情報発信等についてです。先ほどご説明いたしました正門の曳家時期に合わせまして、3日間で300人程度、区民等を対象とした公開見学会を実施する予定であります。実施の詳細につきましては、『なかの区報』ですと

か、区ホームページ等で周知するといったところで考えており、実際に行っているところ
でございます。

また、こういった煉瓦造建造物の曳家は、全国的にも非常に珍しいといったような事例
ですので、そういった、門だけではなくて、こちらにありました旧豊多摩監獄ですとか、旧
中野刑務所、こういったものの歴史ですとか、その背景も含めまして、多くの人々に関心
を持ってもらうようなきっかけになるといったところで考えております。こういうこと
ですので、今後、活用に向けた気運を高めていくため、曳家の様子について、報道機関による取
材ですとかによって発信していくといったところとか、区の公式チャンネルで動画配信を
行う。こういったことも、併せて積極的に行っていくことを考えてございます。さらに、旧
小菅刑務所庁舎を初めとした関係文化財と連携した情報発信ですとか、活用についても、
今後検討していきたいと考えています。

4、工事現場の仮囲いの活用についてです。こちらは、今、旧矯正研修所跡地の周囲には
仮囲いが設置されてございます。こちらの仮囲いの一部、北側のほうの仮囲いの敷地の一
部を使いまして、今年度中に、正門に関する説明ですとか、子どもの絵を印刷したシートを
貼付いたしまして、門に関する情報発信のほか、文化芸術の発信の場として活用してい
きたいと考えてございます。こちら、写真5が仮囲いの活用のイメージになってござい
ます。こちらにつきましては、子どもの絵につきましては、近隣の平和の森小学校です
とか、中野中学校の児童生徒の協力により制作していくことを予定しているところで
ございます。

最後、今後の予定です。こちらは、先ほどの説明と多少重複しますがけれども、7月下旬
から8月上旬にかけて、正門の曳家、11月末に移築工事が完了いたしまして、その
後、こちらで移築後の工事が始まっていくといったところでございます。令和9年2月頃
には、曳家後の工事が完了いたしまして、その後、記録保存業務の完了で、令和10
年5月には、正門の公開を開始したいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

大変難しい、またいろいろと時間もコストもかかることをしていただいていると思
っております。情報発信ということがあったのですけれども、日本建築学会関東支部
というところが、かつて大正期の建築を残すものとして、また明治以来の煉瓦積
みの最高の作品と

して、他に類を見ないものであるという形で、保存活用に関して、学術的な観点から相談を受けますということで、要望書も提出されておりましたので、学術的な観点からも、相談をいろいろとされていると思いますけれども、価値がわかりやすく伝わるようにしていただけるとよいなと思いましたので、ぜひ学会などとの連携もお願いできるというなと考えました。

以上です。

文化振興・多文化共生推進課長

今、委員からご案内がありました、そういった専門家ですとか、この門に関しまして背景ですとか歴史、門そのものの建築のことですとか、多方面からの情報発信ですとか、連携によって活用を図っていくことが非常に重要なと考えています。その中で、今委員のご案内にありました、そういった建築の専門の会ですとか、そういったところとも連携を図りながら、今後の活用の情報発信なんかの充実、その後の公開といったところの充実も図っていきたいと考えてございます。

岡本委員

意見です。有効活用もしていただければと思うのですが、この間、平和の森小学校の新校舎整備は遅れに遅れてきました。今もやっぱり狭い校舎、校庭で、子どもたちや教職員の方々が学校生活を送ることを余儀なくされています。そのことを忘れないでいただきたいなと思いました。ゆめゆめ、この有効活用のために新校舎整備が遅れるということにならないように、ぜひぜひお願いいたします。

以上です。

平本委員

私は中野区のホームページも拝見させていただいたのですけれども、移築と修復の工事について、解体調査の際の動画なども既に公式Y o u T u b eの形で、わかりやすくアップロードしていただいていたので、広報としてもとてもよい取組だなと思いました。この曳家というのは大変珍しい手法で、区内の子どもたちの学習教材としても大変有用なものだなと感じましたので、教育委員会からも、改めて各学校に情報共有をしていただいてもよいのかなと思いました。曳家の時期がちょうど夏休み期間にかかっていますので、夏休み前に、うまく広報を行い、各ご家庭に情報が行き届くと、夏休み中に子どもたちが主体的に文化財やその背景にある歴史的経緯などに少しでも興味・関心を持っていただけるといいかなと思います。以上です。

田代教育長

ほかにご意見やご質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

それでは、報告が終了しましたので、文化振興・多文化共生推進課長はご退出ください。

ここでお諮りをいたします。協議事項の1番目、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」につきましては、人事に関する案件を取り扱うこととなりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

それでは、傍聴者の方々のご退室の前に、事務局から次回開催について報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

次回開催につきましては、7月4日金曜日、10時から、区役所7階、教育委員会室にて実施をいたします。

なお、6月27日については休会といたします。諸事情によりまして、急遽休会となる場合もございます。中野区ホームページにてご確認をお願いいたします。

田代教育長

それでは、恐れ入りますが、傍聴の方々はこちらで会場の外へご退出をお願いいたします。

（傍聴者退室）

（以下、非公開）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第17回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時08分閉会